

令和元年分 所得税・消費税 確定申告相談会のお知らせ

今年も確定申告の時期となりました。下記の日程にて申告手続の相談会を開催いたしますので、ご案内申し上げます。※ご都合のよい日に来所ください。

相談期間：令和2年2月20日（木）～3月13日（金）

相談会場：和泉商工会議所 2F 会議室



2月				
時間	9:30～16:00 (12:00～13:00を除く)		20日 (木)	21日 (金)
☆印は 税理士来所日	25日 (火)	26日 (水)	☆27日 (木)	28日 (金)
3月				
2日 (月)	☆3日 (火)	4日 (水)	☆5日 (木)	6日 (金)
☆9日 (月)	10日 (火)	☆11日 (水)	☆12日 (木)	☆13日 (金)

確定申告書の
提出・納付期限

所得税 令和2年
3月16日（月）
消費税 令和2年
3月31日（火）

【ご持参いただくもの】

税務署から送付された申告書類（所得税・消費税）一式

e-TAX を選択されている方は税務署から郵送された「確定申告のお知らせ」ハガキ（口座振替利用の方）又は封書（納付書で振込される方）を必ずご持参ください。（税務署からは申告書類は送付されません。）

平成29年・30年分の確定申告書・決算書 控え（所得税・消費税）

令和元年分の売上・仕入・経費科目の金額（集計作業を済ませておいてください）

令和元年分の専従者・従業員の源泉徴収簿

令和元年中に支払った国民健康保険料の支払いのわかる領収書・納付書控え、
国民年金保険料の納付証明書

生命保険料・個人年金保険料・地震保険料（損害保険）等の支払（控除）証明書

小規模企業共済掛金控除証明書

住宅取得借入金控除を受ける場合の申告関係書類

公的年金・給与等の源泉徴収票

医療費控除を受ける場合は医療費の領収書（医療を受けた人、病院・薬局ごとに
医療費を合計してください）または医療費通知（医療費のお知らせ）

※入院又は医療保険金等を受取った場合、その保険料のわかるもの

※高額医療費の還付を受けた場合、その還付金額のわかるもの

台風21号により被災された方は、罹災証明書(写し)、災害関連支出金額の領収書、
保険金等で補填された場合は、その金額がわかる書類

その他確定申告に必要な関係書類など

マイナンバー等の必要書類(申告者、控除対象者(配偶者・扶養家族)全員分)

印鑑（シャチハタは不可）

消費税課税事業者の方へ

- ・平成29年分の課税売上が1,000万円を超えている方は消費税の申告が必要です。
- ・令和元年10月1日から消費税の軽減税率制度が実施されたことに伴い、課税期間内の課税取引を税率ごとの区分が必要となりますので、別紙「課税取引金額計算表」等の様式を用い整理をお願いします。

確定申告にあたっての重要なお知らせ

確定申告書等については、税務署へ提出する際は、“毎回”「マイナンバーの記載」と「本人確認書類の提示又は写し※の添付」が必要です。

(本人確認書類)

◆ マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方は

- マイナンバーカードだけで、本人確認(番号確認と身元確認)が可能です。
- ご自宅等から e-Tax で送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの添付が不要です。

◆ マイナンバーカードをお持ちでない方は

番号確認書類

《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》

- 通知カード
- 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
(マイナンバーの記載があるものに限りです。)
などのうちいずれか1つ



身元確認書類

《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》

- 運転免許証
- 公的医療保険の被保険者証
- パスポート
- 身体障害者手帳
- 在留カード
- などのうちいずれか1つ

※1 写真表示のない身元確認書類の提示又は写しの添付をするときには2種類以上必要です。

※2 ご自宅等から e-Tax で送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの添付が不要です。

※3 マイナンバーカードの取得方法については、[マイナンバーカード総合サイト](#)をご覧ください。また、住民票のある市区町村窓口へお問い合わせください。

※4 平成30年1月以降、一部の手続について、番号確認書類の提示又は写しの添付を省略することができます。詳しくは、国税庁 HP [番号法施行規則の改正についてのお知らせ](#)をご覧ください。

e-Tax (電子送信) を利用されない方

マイナンバー(番号確認書類)と身元確認書類が必要となるため、本所での取扱いはできません。(ご自身で提出をお願いします)

消費税確定申告書作成についてのご案内も併せてご覧ください